

## 非常勤職員第1回単独交渉（平成27年度）概要

日 時：平成28年5月18日（水） 15時～17時

場 所：第36会議室（第2庁舎6階）

出席者：人事企画課：川本人事企画課長、齋藤給与室長、田崎課長補佐

非常勤労：竹氏執行委員長、足定副委員長、竹内書記長、中川会計、橋本特別執行委員

県 職 労：西條書記長

※平成28年1月20日付けで提出された要求書について、条例改正を要する事項ではないことから、この時期に交渉するもの。

### 1 任期・報酬

#### 【組合】

- ・非常勤職員には任期があり、雇用や賃金面で不安定である。生計をたてるために働いている職員もいる。
- ・事務補助は1年の任用となっている。

#### 【県】

- ・非常勤職員の任用は予算単年度主義。事務補助についても例外を用いる必要性を感じない。非正規雇用は国の動きを注視し適法性を保ちながら行う。
- ・非正規職員の以前の主流は臨時的任用職員で、任期満了から2ヶ月間空けないと再び採用とならないが、結局は同じ人達がローテーションで任用されていた。その後、臨時的任用職員から非常勤職員になったが、年限を設けなければ正規職員と同じとなり、何らかの上限をとということでスタートした。
- ・任期付職員が最大5年、また労働契約法の改正でも3年や5年が区切りとされていることから、5年の運用とした。
- ・報酬は職務給の原則に応じ、従事した業務に対する対価として支払われる。生活保障の観点からではない。
- ・非常勤職員の兼業はできる。
- ・国や他県の状況も見て、必要であれば検討する。

### 2 健康診断

#### 【組合】

- ・採用日で職場の定期健康診断を受診できる者とできない者がいるのはおかしい。受診できないと言われなように周知してほしい。組合からも周知する。

#### 【県】

- ・対象者は4月1日付けの名簿による。福利厚生課に確認して連絡する。

### 3 勤務時間

#### 【組合】

- ・非常勤職員は時間外勤務をしないというのが前提なので、1時間残業しても手当は出ないと思っていた。手当が出ることを当局から通知してほしい。
- ・始業前30分、始業後1時間のずらし勤務ができることを知らない人が多い。
- ・17時を過ぎる出張でも時間外勤務手当は支給されないが、正職員は特例勤務を利用して遅出出勤をし、勤務時間を上手くやりくりしている。

#### 【県】

- ・時間外勤務については通知という形ではなく所属長会議等で周知を図る。時間外勤務手当の予算は流用などで対応できる。時間外勤務命令は基本事前に行われるものだが、やむを得ない時は事後でも認められる。
- ・非常勤職員は元々官執勤務時間の対象外である。業務都合による勤務時間は、労働条件通知書の内容を踏まえてだが、所属長の判断によって割振りできる。ただし、勤務時間の割振りは命令であり、職員からの

申出によるものではない。職員からの相談はあっていいと思う。

- ・各所属の勤務時間の割振り等については、当局から大々的に言うことではないと考える。

#### 4 一時金

##### 【組合】

- ・組合の政策項目なので、本体（県職員連合）を通して要求し続ける。

##### 【県】

- ・一時金は地方自治法上支給できない。一部の自治体では支給しているとのことだが、一時金分を賃金に上乘せするようなグレーなやり方は考えにくい。

#### 5 通勤手当

##### 【組合】

- ・月17日勤務が15日勤務になり、通勤手当が支給されなくなる人もいるのではないかと。費用弁償なので月5日勤務でも支払うのは当然。
- ・今後も要求するので、その中で検討結果の回答をいただきたい。

#### 6 営利企業許可

##### 【組合】

- ・兼業により週40時間を超えた超過勤務部分の手当を、県が支払ってくれるわけではない。
- ・県で働きながら県で勤務がない時間を埋めるような、そんな都合のいいバイトはないという認識を持ってほしい。

##### 【県】

- ・難しい状況であることは認識しているが、実際に兼業許可をしている例もある。

#### 7 休暇

##### 【組合】

- ・特別休暇が無給なのは厳しい。特に、子の看護休暇と介護休暇に対しては何か措置があってもいいのではないかと。正職員と同じではないとしても、ここは組合として何か獲得したい部分である。
- ・子どもは病気になる。無給だと少ない給料がさらに減る。これでは安心して働けない。

##### 【県】

- ・働かなくても賃金を支払うのはあくまで例外的なものなので、無給の扱いとしている。
- ・社会情勢の変化も見ながら検討する。

##### 【組合】

- ・子育て王国を県職員から広げていくという考え方もある。継続交渉とする。

#### 8 窓口業務

##### 【組合】

- ・昼休憩に正職員が食事に出かけるので、非常勤職員が窓口対応をせざるを得ない。

##### 【県】

- ・職場のシフトの問題もあるのではないかと。どこの職場のことか。個々にあたっての方がいいのではないかと。あたるのであれば、職員が特定されないような、当たり障りのない方法を考える。

##### 【組合】

- ・組合も情報収集する。

#### 9 ハラスメント

##### 【組合】

- ・相談できる場所の周知をしてほしい。内部の相談員には相談しにくいので、外部相談員を周知してほしい。

## 10 人事評価

### 【組合】

- ・面談時に苦情窓口の周知をしてほしい。
- ・更新時期に評価結果が伝えられるのが遅く、次年度再任用されるかどうか分からず不安になる。次の職探しのことも考えたりしなければならず、雇用が不安定な状況となっている。
- ・組合のアンケートによると、書面で評価結果を受け取っていない者が若干ある。
- ・評価結果を示してもらってから、今後を考える者もいる。このことは28年度に要求する。

### 【県】

- ・できるだけ早くお知らせするように心掛けているが、予算要求において廃止される職は1月半ばに固まり、それを受けての組織定数査定は1月終わり頃となる。非常勤職員の更新時期はそれ以上早められないのが現状。